

## 2-4 両足での立位保持

1. 支えなしでできる 2. 何か支えがあればできる 3. できない

### 項目の定義

立ち上がるまでに介助が必要か否かにかかわらず、平らな床の上で、立位を保持できる（平衡を保てる）かを評価する項目である。

### 調査上の留意点

義足や補装具等を装着している場合は、その状況に基づいて判断する。

見守り等が必要であれば、「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

#### 「1. 支えなしでできる」

何にもつかまらないうで立っていることができる場合をいう。

#### 「2. 何か支えがあればできる」

壁、手すり、いすの背、杖等、何かにつかまると立位保持が可能な場合をいう。

#### 「3. できない」

自分ではものにつかまっても立位を保持できないが、介護者の手で常に身体を支えれば立位保持できる、あるいは、どのような状況であってもまったく立位保持ができない場合をいう。寝たきりで明らかに立位をとれない場合も含まれる。

## 2-5 歩行

1. つかまらないでできる 2. 何かにつかまればできる 3. できない

### 項目の定義

自分で歩けるか、何か支えが必要かどうかを評価する項目である。

ここでいう歩行とは、立った状態から歩くこと（歩幅や速度は問わない。）をいい、方向感覚や合目的な歩行と関連しない。

### 調査上の留意点

屋内と屋外等にかかわらない。

普段行っていない場合でも、調査時の試行の結果、安定してその行為が行えたと判断されれば、「1. つかまらないでできる」と判断して差し支えない。

日頃から義足や装具等を装着している場合は、装着時の状況に基づいて判断し、見守り等が必要であれば、「特記事項」に記載する。

使用している歩行補助具等を「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

「1. つかまらないでできる」

支えや日常的に使用する器具・器械なしに自分で歩ける場合をいう。

歩行障害がない徘徊や視覚障害者のつたい歩きも含まれる。

「2. 何かにつかまればできる」

杖や歩行器等を使用すれば歩ける、壁で手を支えながら歩ける場合等をいう。

「3. できない」

何かにつかまったり支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。

## 2-6 移乗

1. できる

2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

削除：自立

### 項目の定義

移乗にあたって、実際に見守りや介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう移乗とは「ベッドから車いす（いす）へ」「車いすからいすへ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす（いす）からポータブルトイレへ」「畳からポータブルトイレへ」等、乗り移ることをいう。

### 調査上の留意点

精神的な状況、調査対象者の意欲等の理由から移乗に見守りや介助が必要な場合でも、移乗の際に実際に見守りや介助が行われているかどうかに基づいて判断する。

在宅で畳中心の生活である等により、ベッド、いす、車いすを使用していない場合は、類似の行為で判断する。

義足や装具等を装着している場合は、装着時の状況に基づいて判断する。

### 選択肢の判断基準

「1. できる」

介助、見守り等なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が自分でできる場合も含まれる。

「2. 見守り等」

介助なしで移乗できるが、見守り等が行なわれているかどうかをいう。

「3. 一部介助」

自分ひとりでは移乗ができないために、介護者が手を添える、体を支えるなどの介助が行われている場合をいう。

「4. 全介助」

自分では移乗がまったくできないために、介護者が抱える、運ぶ等の介助が行われている場合をいう。

## 2-7 移動

1. できる

2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

削除：自立

### 項目の定義

日常生活において、必要な場所への移動にあたって、実際に見守りや介助が行われているかどうかを評価する項目である。移動の手段は問わない。

### 調査上の留意点

精神的な状況、調査対象者の意欲等の理由から移動に見守りや介助が必要な場合でも、移動の際に実際に見守りや介助が行われているかどうかに基づいて判断する。

義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器などを使用している場合は、その状況に基づいて判断する。車いす等を使用している場合は、車いす等に移乗したあとの移動について判断する。

場所、あるいは移動の目的である生活行為によって、状況が異なる場合は、その状況の特記事項に記載する。

車いす、歩行補助具、装具等を使用している場合、壁を支えにしている場合等は、その種類を「特記事項」に記載する

### 選択肢の判断基準

「1. できる」

介助、見守り等なしで移動できる場合をいう。

「2. 見守り等」

介助なしで移動できるが、見守り等が行なわれているかどうかをいう。

「3. 一部介助」

自分ひとりでは移動ができないために、部分的に介助が行われている場合をいう。

「4. 全介助」

自分では移動がまったくできない場合をいう。

### 3-1 立ち上がり

- |  |
|--|
| 1. つかまらないでできる    2. 何かにつかまればできる    3. できない |
|--|

#### 項目の定義

いすやベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる行為を行う際に（床からの立ち上がりは含まない）、ベッド柵や手すり、壁等につかまらないで立ち上がることができるかどうかを評価する項目である。

#### 調査上の留意点

義足や装具等を装着している場合は、装着時の状況に基づいて判断する。  
見守り等が必要であれば、「特記事項」に記載する。

#### 選択肢の判断基準

##### 「1. つかまらないでできる」

いす、ベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる際に、ベッド柵、手すり、壁等何にもつかまらないで、立ち上がる行為ができる場合をいう。習慣的に手を軽くついて立ち上がる場合も含まれる。

##### 「2. 何かにつかまればできる」

ベッド柵、手すり、壁等に、つかまれば立ち上がる行為ができる場合をいう。介護者の手で引き上げられる状況ではなく、支えがあれば基本的に自分で立ち上がることができる場合も含まれる。

##### 「3. できない」

自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。

### 3-2 片足での立位保持

- |             |                |         |
|-------------|----------------|---------|
| 1. 支えなしでできる | 2. 何か支えがあればできる | 3. できない |
|-------------|----------------|---------|

#### 項目の定義

立ち上がるまでに介助が必要か否かにかかわらず、平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま立位を保持できる（平衡を保てる）かどうかを評価する項目である。

#### 調査上の留意点

義足や補装具等を装着している場合は、その状況に基づいて判断する。下肢の欠損により行うことが不可能な場合は、「3. できない」とする。ただし、下肢が欠損しているが日頃から補装具を装着しているためにできる場合は「1. できる」と判断する。

左右の足で差がある場合でも、いずれかの側で立位保持ができるかどうかで判断する。

見守り等が必要であれば、「特記事項」に記載する。

#### 選択肢の判断基準

##### 「1. 支えなしでできる」

何もつかまらないで、いずれか一側の片足で立っていることができる場合をいう。

##### 「2. 何か支えがあればできる」

壁や手すり、いすの背など、何かにつかまるといづれか一側の片足で立っていることができる場合をいう。

##### 「3. できない」

自分では片足が上げられない、自分の手で支えるのではなく、介護者によって支えられた状態でなければ片足を上げられない、あるいは、どのような状況であってもまったく片足で立っていることができない場合をいう。

### 3-3 洗身

1. できる

2. 一部介助

3. 全介助

4. 行っていない

削除：自立

#### 項目の定義

入浴時に自分で身体を洗うか、身体を洗うのに介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう洗身とは、浴室内（洗い場や浴槽内）で、スポンジや手拭い等に石鹼やボディシャンプー等を付けて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含まれない。

#### 調査上の留意点

日によって入浴の方法・形態が異なる場合は、より頻度が多い状況に基づいて判断する。

入浴行為や清拭行為はこの項目には含まれない。また入浴環境は問わない。

能力があっても介助が行われている場合は、実際に行われている介助の程度に基づいて判断する。

#### 選択肢の判断基準

##### 「1. できる」

一連の洗身（浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹼やボディシャンプー等を付けて全身を洗うこと）のすべてを介助なしに自分で行っている場合をいう。

##### 「2. 一部介助」

介護者が石鹼等を付けて、体の一部を洗う等の場合をいう。見守り等が行なわれている場合も含まれる。

##### 「3. 全介助」

洗身のすべてを介護者が行っている場合をいう。

##### 「4. 行っていない」

日常的に洗身を行っていない場合をいう。清拭のみ行っている場合も含まれる。

#### 4-1 じょくそう（床ずれ）等の有無

ア. じょくそう（床ずれ）がありますか	1. ない	2. ある
イ. じょくそう（床ずれ）以外で処置や 手入れが必要な皮膚疾患等がありますか	1. ない	2. ある

##### 項目の定義

じょくそう（床ずれ）の有無、並びにじょくそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患の有無について評価する項目である。

じょくそうの大きさ、程度については問わない。

じょくそう以外の皮膚疾患等（口腔を含まない）とは、水虫や疥癬、開放創等を含む処置や手入れを必要とする状況をいう。

##### 調査上の留意点

一定期間（調査日より14日以内に遡って）の状況を総合的に勘案して判断する。再発性の場合に限り、調査日より14日以内に遡って症状がない場合でも、過去一か月の状況について、「特記事項」に記載する。

医療機関受診の有無を問わず、又は医学的判断が不明であっても、調査対象者又は家族の訴えがあり、認定調査員が確認した場合は「2. ある」と判断する。

##### 選択肢の判断基準

###### 「ア. じょくそうの有無」

じょくそう（床ずれ）の程度や範囲、原因、経過や予後等について特記すべき事項があれば要点を「特記事項」に記載する。

###### 「イ. じょくそう以外の皮膚疾患」

程度や範囲、原因、経過、予後等について特記すべき事項があれば要点を「特記事項」に記載する。



## 4-2 えん下

1. できる

2. 見守り等

3. できない

### 項目の定義

咀嚼（食べ物を噛む）とは異なり、えん下（飲み込む）という行為ができるかどうかを評価する項目である。咀嚼力、口腔内の状況、えん下と関連する認知症の有無等について判断する項目ではない。食物を口に運ぶ行為については、「4-3 食事摂取」で判断する。

### 調査上の留意点

固形物か、液体かどうか等、食物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食等）によって異なる場合は、日頃の状況に基づいて判断し、その状況を「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

#### 「1. できる」

えん下することに問題がなく、自然に飲み込める場合をいう。

#### 「2. 見守り等」

飲み込む際に見守り等が行なわれている場合であって、「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合をいう。食物の形状により、えん下ができたりできなかつたりする場合も含まれる。

#### 「3. できない」

えん下ができないために、経管栄養（胃ろうを含む）や中心静脈栄養（IVH）等が行われている場合をいう。

#### 4-3 食事摂取

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

削除：自立

##### 項目の定義

通常の食事の介助（スプーンフィーディング、食卓でのきざみ等を含む）が行われているかどうかを評価する項目である。

調理（厨房・台所でのきざみ食、ミキサー食の準備等を含む）、配膳、後片づけ、食べこぼしの掃除等は含まれない。

##### 調査上の留意点

自助具等の使用の有無、要する時間や調査対象者の能力にかかわらず、食事摂取に介助が行われているかどうかに基づいて判断する。

##### 選択肢の判断基準

###### 「1. できる」

介助、見守り等なしに自分で食事が摂れている場合をいう。箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

###### 「2. 見守り等」

介助なしに自分で摂取しているが、見守り等が行われているかどうかをいう。

###### 「3. 一部介助」

食事の際に（食卓で）、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするために何らかの介助が行われている場合をいう。

###### 「4. 全介助」

能力があるかどうかにかかわらず、現在自分では食事が全く摂れていない場合をいう。

#### 4-4 飲水

1. できる 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助

削除：自立

##### 項目の定義

通常の飲水の介助が行われているかどうかを評価する項目である。飲水量が適正かどうかの判断も含まれる。

##### 調査上の留意点

飲水量は、一回のえん下する量が適正かどうかで判断する。

経管栄養（胃ろうを含む）や中心静脈栄養（IVH）の場合であっても、飲水の介助の程度により判断する。

##### 選択肢の判断基準

###### 「1. できる」

自分で水道やペットボトルから水、お茶、ジュースなどをコップや茶わんに入れて適正量を判断し飲める場合をいう。

###### 「2. 見守り等」

茶わん、コップ、吸い呑みに入れられた物を手の届く範囲におけば、自分で飲める場合をいう。

###### 「3. 一部介助」

茶わん、コップ、吸い呑みを手渡すか、口元まで運ぶ等の介助が行われている場合をいう。

自分で摂取することができても、口渴感が乏しい又はまったく口渴感を訴えない場合や、認知症、知的障害、精神障害などのため一回の飲水量が多い場合等は一部介助とする。

###### 「4. 全介助」

自分ではまったく飲水していない場合をいう。

自分で摂取することができても、認知症、知的障害、精神障害などのため一回の飲水量が多い又はコントロールできず、声かけ（注意）や制止をしてもやめない場合等は全介助とする。

#### 4-5 排尿

1. <u>できる</u>	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
---------------	---------	---------	--------

削除：自立

##### 項目の定義

排尿にかかると一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

##### 調査上の留意点

一連の行為には、尿意、トイレまでの移動あるいは、ポータブルトイレへの移乗、排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿器への排尿）、排尿後の後始末が含まれる。

排尿後の後始末には、ポータブルトイレや尿器等の掃除、抜去したカテーテルの後始末等も含まれる。

##### 選択肢の判断基準

###### 「1. できる」

一連の行為を介助なしに自分でやっている場合をいう。

###### 「2. 見守り等」

一連の行為を介助なしに自分でやっているが、見守り等が行われているかどうかをいう。

###### 「3. 一部介助」

一連の行為のうち、以下の1項目のみ該当する場合をいう。

- ・ トイレまでの移動あるいは、ポータブルトイレへの移乗に介助が必要
- ・ 排尿動作に介助が必要
- ・ 排尿後の後始末に介助が必要

###### 「4. 全介助」

一連の行為のうち、以下の2項目以上該当する場合をいう。

- ・ トイレまでの移動あるいは、ポータブルトイレへの移乗に介助が必要
- ・ 排尿動作に介助が必要
- ・ 排尿後の後始末に介助が必要

なお、以下の場合のいずれか1項目以上に該当する場合も含まれる。ただし、自分で準備、後始末等を行っている場合を除く。

- ・ 集尿器を使用している場合
- ・ おむつを使用している場合
- ・ 介護者により間欠導尿が行われている場合
- ・ 尿カテーテルを留置している場合

#### 4-6 排便

1. できる	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
--------	---------	---------	--------

削除：自立

##### 項目の定義

自分で排便にかかる一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

##### 調査上の留意点

一連の行為には、便意、トイレまでの移動あるいは、ポータブルトイレへの移乗、排便動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・便器への排便）、排便後の後始末が含まれる。

排便後の後始末には、ポータブルトイレや便器等の掃除等も含まれる。

##### 選択肢の判断基準

###### 「1. できる」

一連の行為を介助なしに自分でやっている場合をいう。

###### 「2. 見守り等」

一連の行為を介助なしに自分でやっているが、見守り等が行なわれているかどうかをいう。

###### 「3. 一部介助」

一連の行為のうち、以下の1項目のみ該当する場合をいう。

- ・ トイレまでの移動あるいは、ポータブルトイレへの移乗に介助が必要
- ・ 排便動作に介助が必要
- ・ 排便後の後始末に介助が必要

###### 「4. 全介助」

一連の行為のうち、以下の2項目以上該当する場合をいう。

- ・ トイレまでの移動あるいは、ポータブルトイレへの移乗に介助が必要
- ・ 排便動作に介助が必要
- ・ 排便後の後始末に介助が必要

なお、以下の場合のいずれか1項目以上に該当する場合も含まれる。ただし、自分で準備、後始末等を行なっている場合を除く。

- ・ おむつを使用している場合
- ・ 介護者により浣腸、摘便が行われている場合

## 5-1 清潔

ア. 口腔清潔（はみがき等）	1. <u>できる</u>	2. 一部介助	3. 全介助
イ. 洗顔	1. <u>できる</u>	2. 一部介助	3. 全介助
ウ. 整髪	1. <u>できる</u>	2. 一部介助	3. 全介助
エ. つめ切り	1. <u>できる</u>	2. 一部介助	3. 全介助

削除：自立

削除：自立

削除：自立

削除：自立

### 項目の定義

#### ア. 口腔清潔（はみがき等）

口腔清潔（はみがき等）の一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

#### イ. 洗顔

洗顔の一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

#### ウ. 整髪

整髪の一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

#### エ. つめ切り

つめ切りの一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

### 調査上の留意点

日頃からその行為を自分でやっているかどうかに基づいて判断する。

生活習慣、施設の方針、介護者の都合等によって、通常行っていない場合や、独居等のために必要な介助が行われていない場合には、例外的に調査対象者の能力を総合的に勘案して判断し、判断の理由を「特記事項」に記載する。

#### ア. 口腔清潔（はみがき等）

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、義歯をはずす、うがいをする等の行為も含まれる。

歯磨き粉を歯ブラシにつけない、口腔清浄剤を使用している等の場合は、日頃の状況に基づいて判断する。

また義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で判断する。

#### イ. 洗顔

一連の行為とは、タオルの準備、蛇口をひねる、衣服の濡れの確認、タオルで拭く等の行為も含まれる。

#### ウ. 整髪

一連の行為とは、くしやブラシの準備等の行為も含まれる。

頭髪がない場合は、頭を拭く等整髪に関する類似の行為について判断する。

#### エ. つめ切り

一連の行為とは、つめ切りを準備する、切ったつめを捨てる等の行為も含まれる。

日頃、やすり等の他の器具を用いる場合は、日頃の状況に基づいて判断する。

#### 選択肢の判断基準

##### 「1. できる」

一連の行為を介助なしに自分で行っている場合をいう。

##### 「2. 一部介助」

一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。見守り等が行われている場合も含まれる。

##### 「3. 全介助」

一連の行為すべてに介助が行われている場合をいう。

## 5-2 衣服着脱

### ア. 上衣の着脱

1. できる 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助

### イ. ズボン、パンツ等の着脱

1. できる 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助

削除：自立

削除：自立

### 項目の定義

衣服（上衣、ズボン・パンツ）の着脱を行っているかどうかを評価する項目である。各々の衣服の種類や大小は問わない。

### 調査上の留意点

認知症、知的障害、精神障害又は他の理由により介助されている場合は、その状況に応じて判断する。

衣服の種類により状況が異なる場合は、より頻回な状況に基づいて判断する。調査時に普段着用していない衣類を着用していた場合は、能力を総合的に勘案する。

自助具等を使用して着脱を行っている場合は、使用の状況に基づいて判断する。

能力を勘案した場合は、判断の理由を「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

#### ア. 上衣の着脱

##### 「1. できる」

介助、見守り等なしに自分で上衣を着脱している場合をいう。自助具等を使って行っている場合も含まれる。

##### 「2. 見守り等」

介助なしに自分で上衣の着脱をしているが、見守り等が行われているかどうかをいう。

##### 「3. 一部介助」

着脱に何らかの介助が行われている場合をいう。手を回せないために介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる場合等も含まれる。



「4. 全介助」

上衣の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。

イ. ズボン、パンツ等の着脱

「1. できる」

介助、見守り等なしに自分でズボン、パンツ等を着脱している場合をいう。自助具等を使って行っている場合も含まれる。

「2. 見守り等」

介助なしに自分でズボン、パンツ等の着脱をしているが、見守り等が行われているかどうかをいう。

「3. 一部介助」

ズボン、パンツ等の着脱に何らかの介助が行われている場合をいう。

「4. 全介助」

ズボン、パンツ等の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。

### 5-3 薬の内服

1. できる

2. 一部介助

3. 全介助

削除：自立

#### 項目の定義

薬の内服にかかわる一連の行為について、自分でできているかどうかを評価する項目である。

インスリン注射、塗り薬の塗布等、内服以外のもは含まれない。

#### 調査上の留意点

一連の行為とは、薬の飲む時間や飲む量を理解する、薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込むという行為をいう。

これらの行為は、現在の状況でその行為について介助を受けているか否かに基づいて判断する。投薬を受けていても、飲むことを忘れる、飲むことを避ける場合には、その対応に基づいて判断する。投薬を受けていない場合は、調査対象者の能力を総合的に勘案して判断する。

能力を勘案した場合は、判断の理由を「特記事項」に記載する。

#### 選択肢の判断基準

##### 「1. できる」

薬の飲む時間や飲む量を理解し、介助なしに自分で内服薬を服用している場合をいう。

##### 「2. 一部介助」

認知症、知的障害、精神障害その他の理由により、薬を飲む際の見守り、飲む量の指示や確認等が行われている、あるいは、飲む薬や水を手元に用意する、オブラートに包む、介護者が分包する等、何らかの介助が行われている場合をいう。予め薬局で分包されている場合は含まない。

##### 「3. 全介助」

認知症、知的障害、精神障害その他の理由により、飲む時間を忘れて、飲む量もわからない、あるいは、寝たきりや手指の麻痺・障害等により自分では飲めないために、薬の内服にかかわる行為すべてに介助が行われている場合をいう。

## 5-4 金銭の管理

1. できる

2. 一部介助

3. 全介助

削除：自立

### 項目の定義

自分の所持金（預金通帳や小銭）の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算を自分でやっているかどうかを評価する項目である。

### 調査上の留意点

現在の状況で介助を受けているかどうかに基づいて判断する。基本的に施設や家族等が管理を行っている場合は、調査対象者の身の回りの物品の管理状況、計算能力に基づいて総合的に判断し、その旨を「特記事項」に記載する。

実際に自分で金銭の出し入れを行っているかどうかは問わない。

### 選択肢の判断基準

#### 「1. できる」

自分の所持金（預金通帳や小銭）の支出入の把握や管理を自分でやっている、出し入れする金額の計算を介助なしに自分でやっている場合をいう。

#### 「2. 一部介助」

金銭の管理に何らかの介助が行われている、あるいは、小遣い銭として少額のみ自己管理している場合をいう。自分がいくら使ったかわからない、ときどき使った金額を忘れる、計算間違いをする等の理由により、介護者が確認する場合も含まれる。

#### 「3. 全介助」

金銭の管理についてすべてに介助が行われている場合をいう。

## 5-5 電話の利用

1. できる

2. 一部介助

3. 全介助

削除：自立

### 項目の定義

電話の利用にかかわる一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

### 調査上の留意点

一連の行為とは、電話をかけたり、受けたりする操作、電話での話を理解する、必要な伝言をする等の行為も含まれる。なお、必要に応じて数字部分を大きくした電話機や拡声装置など補助具を使ってもよい。

### 選択肢の判断基準

#### 「1. できる」

一連の行為を介助なしに自分で行っている場合をいう。

#### 「2. 一部介助」

一連の行為に部分的に介助が行われている場合をいう。見守り等が行われている場合も含まれる。

#### 「3. 全介助」

一連の行為すべてに介助が行われている場合をいう。